

川崎市マンション段差解消工事等費用助成制度のご案内

まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課

川崎市では、分譲マンションの管理組合がマンション共用部のバリアフリー化工事を行う場合、その費用の一部を助成しています。段差のある箇所に手すりや傾斜路(スロープ)を設置する工事などが助成の対象となります。

目次

要件・助成内容.....	1
手続きの流れ.....	2
手続きに必要な書類.....	3
段差解消工事等の設置基準..	4
無料相談窓口・融資制度.....	4

要件・助成内容

■対象となる工事

- ・マンション共用部の段差箇所または傾斜路に手すりを設置する工事
- ・マンション共用部の段差箇所に傾斜路を設置する工事
- ・マンション共用部の段差箇所に車いす使用者用特殊構造昇降機を設置する工事
(※既存の手すり等の更新・改修工事は対象外です)

■対象となる分譲マンション

(次の全ての条件にあてはまる必要があります)

- ・鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造のもの
- ・異なる区分所有者の住宅の戸数が、原則として6以上のもの
- ・一部が店舗・事務所などとなっている複合用途マンションの場合、住宅部分の床面積の合計が住宅部分と非住宅部分の床面積の合計の3分の2以上のもの
- ・建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付を受けていること
- ・管理組合の代表者が暴力団員で無いこと(管理組合が法人の場合は、代表者及び役員が暴力団員でないこと)

■助成金の額

工事費用(消費税を含まない)の1/3(千円未満は切り捨て)を助成します。ただし、住戸数に1万円を乗じた額及び予算の範囲内を限度とします。

例) 工事費用150万円、住戸数30戸の場合、助成金の額は30万円となります。

※注意事項

- ・助成にあたって、事業計画書提出前に「川崎市マンション管理組合登録・支援制度」※に登録してください。
- ・原則として、助成は1管理組合あたり1回限りですが、工事内容により、2回目以降も助成できる場合があります。
- ・必ず施工者等との契約前に申請してください。契約後の受付はできません。
- ・受付期間は、毎年4月から9月末日。ただし、予算に達した時点で受付は終了となります。手続きや工事内容など不明な点がございましたら、事前にご相談ください。
- ・助成金交付額が100万円を超える工事請負等を発注する場合は、市内中小企業者による入札又は市内中小企業者2者以上から見積書の徴収を行う必要があります。詳細については右記、担当窓口にお問い合わせください。

■本制度説明の

川崎市ホームページ



※川崎市マンション管理組合登録・支援制度

登録されたマンション管理組合へ、マンション便りの送付、講習会・交流会のご案内等の情報提供を行います。登録は無料です。

まちづくり局 住宅政策部
住宅整備推進課
(電話 044-200-2996)



お問い合わせ・申請窓口

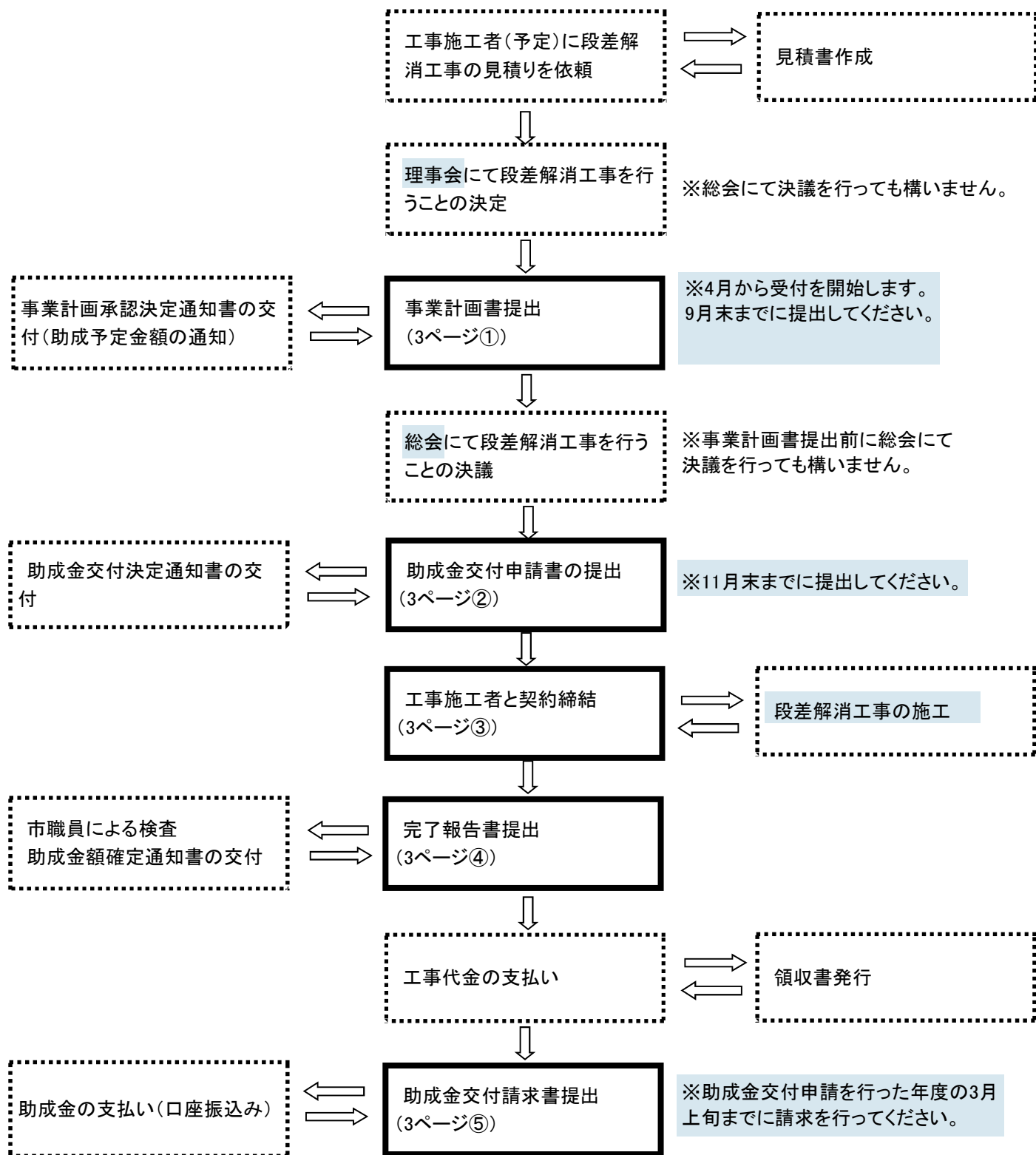
まちづくり局
住宅政策部 住宅整備推進課
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
(本庁舎 18階)
電話: 044-200-2996
ファクス: 044-200-3970
E-mail:
50zyusei@city.kawasaki.jp

手続きの流れ

川 崎 市

管 理 組 合

工事施工者



手続きに必要な書類

① 事業計画書提出時（※9月末日までに提出してください）

- ・マンション段差解消工事等事業計画書（第1号様式）

＜以下の提出書類は、写しでも可＞

- ・マンション新築時の確認済証および検査済証

※お持ちでない場合は、それぞれの建築確認等台帳記載証明書を提出してください。建築確認等台帳記載証明書は次の窓口で発行しています。

まちづくり局 指導部 建築管理課（本庁舎18階） 電話 044-200-3015

- ・建物の登記事項証明書（一住戸分）
- ・管理組合の代表者を確認できる書類（現理事長を選任した際の議事録など）
- ・管理組合が法人の場合、法人登記事項証明書
- ・管理規約
- ・住戸数を確認できる書類（管理規約、分譲時のパンフレットなど）
- ・段差解消工事に要する費用の見積書
- ・マンションの案内図、配置図
- ・段差解消工事を行う箇所の現況写真
- ・段差解消工事の内容がわかる工事図面

（平面図、立面図、詳細図等で、見積書の数量が確認できる手すり長さ、算定式を記載しているもの）

- ・工程表
- ・総会又は理事会の議事録（段差解消工事を行うことを決定した際のもの）

② 助成金交付申請書提出時（※11月末日までに提出してください）

- ・マンション段差解消工事等費用助成金交付申請書（第4号様式）

＜以下の提出書類は、写しでも可＞

- ・総会の議案書・議事録（段差解消工事を行うことを決議した際のもの）
- （事業計画書提出時に提出した時は不要）

③ 施工者との契約締結後（※契約締結後なるべく早く提出してください）

- ・段差解消工事の契約書又は注文書及び請書の写し

④ 完了報告書提出時

- ・マンション段差解消工事等完了報告書（第13号様式）

- ・工事写真（施工前・施工中・施工後を同アングルで撮影したもの、手すりの高さや傾斜路の幅等がわかるものなど）

- ・段差解消工事費用の請求書の写し

⑤ 助成金交付請求書提出時

- ・マンション段差解消工事等費用助成金交付請求書（第18号様式）

- ・段差解消工事費用の領収書の写し
- ・振込み先口座を確認できるもの（通帳の写しなど）

工事内容に変更があった場合

- 事業計画書承認後に変更がある場合

再度、「マンション段差解消工事等事業計画書（第1号様式）」に変更に関する書類を添えて提出してください。

- 交付決定後に助成金の額に変更がある場合

「マンション段差解消工事等費用助成金交付変更申請書（第7号様式）」に変更に関する書類※を添えて提出してください。

- 交付決定後に管理組合代表者、事業費用、完了報告書提出予定日等の変更がある場合

「マンション段差解消工事等事業変更報告書（第10号様式）」に変更に関する書類※を添えて提出してください。

- 段差解消工事等を取りやめる場合

すみやかに「マンション段差解消工事等取りやめ承認申請書（第11号様式）」を提出してください。

※変更に関する書類は、変更する内容により異なりますので、提出前にご相談ください。

助成金交付決定の取り消しと助成金の返還

次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取り消し、既に助成金が交付されているときは、その助成金を返還していただきます。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を段差解消工事等以外の用途に使用したとき。
- (3) 定められた期間内に完了報告又は助成金の請求を行わなかったとき。
- (4) 川崎市マンション段差解消工事等費用助成制度要綱又は関係規定に違反したとき。

段差解消工事等の設置基準

管理組合運営等の窓口相談

川崎市では、分譲マンションの大規模修繕や管理組合運営等についての相談窓口を設けています。相談にはマンション管理士・一級建築士等が対応します。予約制となっていますので、事前にお電話ください。相談は無料です。

○川崎市住宅供給公社ハウジングサロン（中原区上小田中6-34-24 スターブル中原1F）
予約受付時間
火～土曜日 9時～12時・13時～16時
電話 044-874-0180

アドバイザー派遣制度

上記の窓口相談で、現地での相談対応が必要と判断した場合、アドバイザー（マンション管理士・一級建築士等）を現地に派遣します。費用は年1回までは無料です。

※川崎市マンション管理組合登録・支援制度により登録された管理組合は、年3回まで無料です。

融資制度について

マンション管理組合が共用部分のリフォーム工事を行う場合、住宅金融支援機構の融資を利用できます。

住宅金融支援機構本店
まちづくり業務グループ
（電話 03-5800-9366）

■手すり・傾斜路の構造は、次の基準に適合する必要があります。

川崎市マンション段差解消工事等費用助成制度要綱第2条第5号の規定に基づき、段差解消工事等の詳細について、設置基準及び助成対象の取扱いを次のとおり定める。ただし、川崎市福祉のまちづくり条例（平成9年川崎市条例第36号）の協議を要するものについてはこの限りでない。

1 傾斜路の基準は次のとおりとする。

（1）有効幅員は、120cm以上とすること。ただし、ア又はイに該当する場合はこの限りでない。

ア 階段を併設した場合は、90cm以上とすることができる。

イ 現況の有効幅員が120cm未満の場合は、90cm以上とすることができる。

（2）傾斜路のこう配は、12分の1以下とすること。ただし、高低差が16cm未満の場合、8分の1以下とすることができる。

（3）高低差が75cmを超える場合は、その高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。

（4）高低差が30cm以上の場合は、手すりを設けること。

（5）両側は、転落を防ぐ構造とすること。

（6）表面は、滑りにくい仕上げとすること。

（7）排水溝の溝ぶたを設置する場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造とすること。

（8）不燃材料を使用すること。ただし、仕上材はこの限りでない。

2 車いす使用者用特殊構造昇降機の基準は、次のとおりとする。

専ら車いす使用者の利用に供するもので、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第2項第1号又は第2号の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機であること。

3 手すりの基準及び助成対象の取扱いは、次のとおりとする。

（1）握りやすいものとすること。

（2）床仕上げ面から手すり上端までの高さは、原則として2段の場合は、上段概ね75cmから85cm程度、下段概ね60cmから65cm程度とし、1段の場合は、概ね75cmから85cm程度とすること。

（3）手すりの端部は、壁面又は下方に巻き込むなど端部が突出しない構造とすること。

（4）屋上、機械室への階段等の住戸の出入りに使用しない場所に設置する工事は助成の対象外とする。ただし、集会室や避難場所に指定されている場所等に設置する手すりは対象とする。

（5）高低差が16cm以上ある傾斜路に設置する工事は助成の対象とする。

4 その他建築基準関係規定における特定行政庁の事務手数料については、助成の対象としない。ただし、民間機関等の事務手数料についてはこの限りでない。

5 段差解消工事等において、当該段差解消箇所固定されていないものは、助成の対象としない。ただし、施工による固定等ができる場合はこの限りでない。

6 その他建築基準関係規定に適合すること。